

安中市移住支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、首都圏から本市へ移住する者に移住支援金を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 首都圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県を一体とした区域をいう。
- (2) 特別区 東京都の特別区をいう。
- (3) 条件不利地域 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項に規定する振興山村、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項に規定する半島振興対策実施地域又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島を含む市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市を除く。）をいう。

(支給要件及び移住支援金の額)

第3条 市長は、第1号に定める要件を満たし、かつ、第2号に定める要件を満たす就業又は第3号に定める要件を満たす起業をした者に対し、予算の範囲内において、2人以上の世帯の場合にあつては100万円、単身の場合にあつては60万円の移住支援金を支給する。

- (1) 移住等に関する要件 2人以上の世帯の場合にあつてはアからエまで、単身の場合にあつてはア、イ及びエのいずれにも該当すること。

ア 移住元に関する要件 次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当すること。

（ア） 本市に住民票を移す直前に、連続して5年以上、特別区に在住していたこと。

（イ） 本市に住民票を移す直前に、連続して5年以上、首都圏の条件不利

地域以外の地域に在住し、かつ、住民票を移す3箇月前の時点において、連続して5年以上、特別区内への通勤（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者としての通勤に限る。）をしていたこと。

- イ 移住先に関する要件 次の（ア）及び（イ）のいずれにも該当すること。
 - （ア） 平成31年4月26日以後に本市に転入したこと。
 - （イ） 移住支援金の申請日から5年以上、継続して本市に居住する意思を有していること。
- ウ 世帯に関する要件（2人以上の世帯向けの移住支援金を申請する場合に限る。） 次の（ア）から（ウ）までのいずれにも該当すること。
 - （ア） 移住支援金の支給を申請する者（以下「申請者」という。）を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
 - （イ） 申請者を含む2人以上の世帯員が移住支援金の支給の申請時において、同一世帯に属していること。
 - （ウ） 申請者を含む2人以上の世帯員のいずれもが移住支援金の支給の申請時において転入後3箇月以上経過し、かつ、1年を超える期間が経過していないこと。
- エ その他の要件 次の（ア）から（ウ）までのいずれにも該当すること。
 - （ア） 申請者（2人以上の世帯の場合は、申請者が属する世帯の世帯員を含む。）が安中市暴力団排除条例（平成24年安中市条例第26号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
 - （イ） 日本人であること、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2に規定する永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等若しくは定住者の在留資格を有する者若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条に規定する特別永住者であること。
 - （ウ） その他群馬県知事及び市長が移住支援金の支給の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件 次のアからキまでのいずれにも該当すること。

ア 勤務地が首都圏以外の地域又は首都圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 就業先が、群馬県又は他の都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイト（法人が希望する求人の内容と求職者が希望する職業の内容を適合することを目的としてインターネット上に設置されたウェブサイトをいう。以下同じ。）に掲載している求人（以下「対象求人」という。）を行っている法人であること。ただし、令和元年度に限り、マッチングサイトの開設前にあっては、群馬県又は他の都道府県のウェブサイトに移住支援金の支給の対象として掲載している求人を対象求人を含むものとする。

ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

エ 週20時間以上の期間の定めのない労働契約に基づいて対象求人を行った法人に就業し、移住支援金の支給の申請時において当該法人に連続して3箇月以上在職していること。

オ 対象求人に応募した日が、当該対象求人がマッチングサイトに掲載された日以降であること。ただし、令和元年度に限り、マッチングサイトの開設前にあっては、群馬県又は他の都道府県のウェブサイトに移住支援金の支給の対象となる求人が掲載された日以降であることとする。

カ イに規定する法人に、移住支援金の支給の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 起業に関する要件 地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）を活用して群馬県又は他の都道府県が実施する起業支援事業（以下「起業支援事業」という。）に係る起業支援金の交付の決定を1年以内に受けていること。

(仮申請)

第4条 申請者は、就職に関する要件を満たすことになる場合は対象求人に応募し、及び採用が決定した後、起業に関する要件を満たすことになる場合は起業支援事業に係る起業支援金の交付の決定を受けた後、次に掲げる書類を市長に提出することにより、

仮申請をしなければならない。

- (1) 写真付きの身分証明書の写し
- (2) 移住支援金支給申請書（仮申請用）（様式第1号）
- (3) 移住元の住民票の除票の写し（2人以上の世帯向けの移住支援金を申請する場合にあっては、申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認することができる書類）
- (4) 特別区内で勤務していたことが分かる企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認することができる書類）（前条第1号ア（イ）の規定に該当する被用者又は雇用者に限る。）
- (5) 開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認することができる書類）（前条第1号ア（イ）の規定に該当する法人経営者又は個人事業主に限る。）
- (6) 個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認することができる書類）（前号の法人経営者又は個人事業主に限る。）
- (7) 移住先の就業先の就業証明書（仮申請用）（様式第2号）（申請者が前条第2号の要件を満たす場合に限る。）
- (8) 起業支援金の交付に係る決定通知書（申請者が前条第3号の要件を満たす場合に限る。）

2 市長は、前項に規定する書類の提出を受けた後、内容を速やかに審査し、移住支援金の支給の要件の具備の有無について、移住支援金事業に係る移住支援金仮申請書の審査結果通知（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（本申請）

第5条 前条第1項の仮申請を行った者は、転入した日（申請者が第3条第2号に定める要件を満たす就業をした者である場合は、転入した日又は就業した日のいずれか遅い日）から3箇月以上経過し、かつ、1年を超える期間が経過していない期間内に次に掲げる書類を市長に提出することにより、本申請をしなければならない。

- (1) 写真付きの身分証明書の写し
- (2) 移住支援金支給申請書兼請求書（本申請用）（様式第4号）
- (3) 移住支援金の振込先となる口座の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振込みが可能となる情報（金融機関名、支店名、口座種類、口座番号、店

番号及び名義人名)を確認することができるものに限る。)

(4) 移住先の就業先の就業証明書(本申請用)(様式第5号)

(支給決定及び支給方法)

第6条 市長は、前条の本申請の内容が第3条に規定する要件を満たしていると認めるときは、移住支援金支給決定通知書(様式第6号)を交付し、速やかに、移住支援金の全額を一括で申請者に支給するものとする。

(移住支援金の返還)

第7条 市長は、前条の規定により移住支援金の支給を受けた者(以下「支給決定者」という。)が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる要件に該当する場合は、移住支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、支給決定者が当該各号に掲げる要件に該当することにつき、当該支給決定者が雇用されている企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、群馬県知事と協議の上、市長が認める場合は、この限りではない。

(1) 全額の返還 次のアからエのいずれかに該当する場合

ア 移住支援金の申請の内容が虚偽である場合

イ 移住支援金の申請日から3年が経過する前に本市から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援事業に係る起業支援金の交付の決定を取り消された場合

(2) 半額の返還 移住支援金の申請日から3年以上5年以内の期間に本市から転出した場合

(報告及び立入調査)

第8条 市長は、この告示の施行に必要な限度において、支給決定者に対し、移住支援金の支給に関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該支給決定者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、移住支援金の支給に関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、移住支援金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

安中市長 様

移住支援金支給申請書（仮申請用）

安中市移住支援金支給要綱第4条第1項の規定により、移住支援金の支給に係る仮申請をします。

1 申請者

フリガナ		性別	生年月日
氏名	Ⓜ		年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
転入年月日	年 月 日	就業年月日	年 月 日

2 移住支援金の内容（該当する欄に丸印を付けてください。）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は、同時に移住した家族の人数（1の申請者は、含まない。）	人
移住支援金の種類		就業		起業		

3 転出元の住所

住所	〒
----	---

4 特別区内の在勤履歴（特別区内の在勤履歴がある場合に5年以上の在勤履歴を記載すること。）

期間	就業先	就業地

備考

- 1 転入年月日及び就業年月日から3箇月が経過した時点で、別途移住支援金支給申請書（本申請用）を提出してください。
- 2 特別区内の在勤履歴は、住民票を移す3箇月前の時点まで続いている必要があります。また、移住の直前に特別区以外での在勤履歴がある場合は、移住支援金の交付の対象となりません。

管理コード（安中市使用欄）	
---------------	--

様式第2号（第4条関係）

移住先の就業先の就業証明書（仮申請用）

年 月 日

安中市長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

㊟

次のとおり相違ないことを証明します。

就業者名	
就業者住所	
就業先所在地	
就業先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の期間の定めのない労働契約
就業者と代表者、取締役等の経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない

管理コード（安中市使用欄）	
---------------	--

様

安中市長

印

移住支援金事業に係る移住支援金仮申請書の審査結果通知

年 月 日付けで申請のあった移住支援金の仮申請について、安中市移住支援金支給要綱第4条第2項の規定により、審査結果を次のとおり通知します。

- 1 移住支援金の支給の要件を満たすこととなりますので、安中市移住支援金支給要綱第5条の規定により、年 月 日（安中市へ転入した日又は対象求人を行っている法人に就業した日のいずれか遅い方から3箇月が経過する日）から年 月 日（安中市へ転入した日から1年を超えない日）までの間に次に掲げる書類を提出することにより、本申請を行ってください。
 - （1） 写真付きの身分証明書の写し
 - （2） 移住支援金支給申請書兼請求書（本申請用）
 - （3） 移住支援金の振込先となる口座の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振込みが可能となる情報（金融機関名、支店名、口座種類、口座番号、店番号及び名義人名）を確認することができるものに限る。）
 - （4） 移住先の就業先の就業証明書（本申請用）
- 2 移住支援金の支給の要件を満たしていません。
（理由）

備考 1又は2のいずれか該当する方に丸印を付ける。

管理コード（安中市使用欄）	
---------------	--

様式第4号（第5条関係）

（表）

年 月 日

安中市長 様

移住支援金支給申請書兼請求書（本申請用）

安中市移住支援金支給要綱第5条の規定により、移住支援金の支給を申請し、及び当該移住支援金を請求します。

1 申請者

フリガナ		性別	生年月日
氏名	Ⓜ		年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
転入年月日	年 月 日	就業年月日	年 月 日

2 移住支援金の内容（該当する欄に丸印を付けてください。）

单身・世帯	单身	世帯	世帯の場合は、同時に移住した家族の人数（1の申請者は、含まない。）	人
移住支援金の種類	就業	起業		

3 各種確認事項（該当する欄に丸印を付けてください。）

裏面の移住支援金の支給の申請に関する誓約事項に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
裏面の個人情報の取扱いに対する同意に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、安中市に居住し、かつ、就業・起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
就業先の法人の代表者、取締役等の経営を担う者との関係（就業の場合のみ記載）	A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する

※Bの項目に該当する場合は、移住支援金の支給の対象となりません。

4 振込先

金融機関名	
支店名	
預金種別	当座 ・ 普通
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

5 添付書類 移住支援金の振込先となる口座の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振込みが可能となる情報（金融機関名、支店名、口座種類、口座番号、店番号及び名義人名）を確認することができるものに限る。）

管理コード（安中市使用欄）	
---------------	--

(裏)

移住支援金の支給の申請に関する誓約事項

- 1 移住支援金の支給に係る報告及び立入調査を安中市から求められた場合は、速やかに応じます。

- 2 支給決定者が次の各号のいずれかに該当する場合において、安中市移住支援金支給要綱第7条本文の規定による移住支援金の返還の請求があったときは、当該各号の区分に応じ、当該移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請の内容が虚偽である場合 全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年が経過する前に安中市から転出した場合 全額
 - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合 全額
 - (4) 起業支援事業に係る起業支援金の交付の決定を取り消された場合 全額
 - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内の期間に安中市から転出した場合 半額

個人情報の取扱いに対する同意

安中市が移住支援金の支給に際して得た個人情報について、群馬県又は他の都道府県において実施する移住支援金事業の円滑な実施、国への報告等のため、安中市から国、都道府県及び他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。

様式第 5 号（第 5 条関係）

移住先の就業先の就業証明書（本申請用）

年 月 日

安中市長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

㊟

次のとおり相違ないことを証明します。

就業者名	
就業者住所	
就業先所在地	
就業先電話番号	
就業年月日	
勤務状況	最上段に記載されている就業者は、この証明書の発行日時点において当社に3箇月以上継続して勤務していることに相違ありません。
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の期間の定めのない労働契約
就業者と代表者、取締役等の経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない

管理コード（安中市使用欄）	
---------------	--

年 月 日

様

安中市長

印

移住支援金支給決定通知書

安中市移住支援金支給要綱第6条の規定により、移住支援金を支給することを決定しましたので、次のとおり通知します。

1 決定の内容

- (1) 移住支援金の額 円
- (2) 振込予定日 年 月 日（事務処理の都合により入金までに数日掛かる場合があります。）
- (3) 振込先
 - ア 金融機関の名称
 - イ 口座番号（下3桁）
 - ウ 口座名義

備考

- 1 支給決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、安中市移住支援金支給要綱第7条本文の規定により当該各号に掲げる額の移住支援金の返還を請求します。
 - (1) 移住支援金の申請の内容が虚偽である場合 全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年が経過する前に安中市から転出した場合 全額
 - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合 全額
 - (4) 起業支援事業に係る起業支援金の交付の決定を取り消された場合 全額
 - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内の期間に安中市から転出した場合 半額
- 2 安中市移住支援金支給要綱第8条の規定により支給決定者に対し、移住支援金の支給に関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該支給決定者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、移住支援金の支給に関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができます。この場合において、報告及び立入調査に応じない場合は、虚偽の内容を申請したものと推定し、移住支援金の返還の請求を行う場合があります。
- 3 フラット35地域活性化型（地方移住支援）による金利の引下げの適用について
 - (1) この通知書は、フラット35地域活性化型（地方移住支援）による金利の引下げの適用を受ける際に必要な書類であり、この通知書を紛失した場合は、当該金利の引下げの適用を受けることができない場合があります。
 - (2) 安中市移住支援金支給要綱第7条本文の規定により移住支援金の返還を請求された場合は、フラット35地域活性化型（地方移住支援）による金利の引下げの適用を受けることができない場合があります。
 - (3) フラット35地域活性化型（地方移住支援）による金利の引下げの適用を受けるためには、移住支援金の支給の決定日から5年以内に取扱金融機関に申し込む必要があります。
- 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
 - (1) この通知書は、株式会社日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際に必要な書類であり、この通知書を紛失した場合は、当該特別利率の適用を受けることができない場合があります。
 - (2) 安中市移住支援金支給要綱第7条本文の規定により移住支援金の返還を請求された場合は、株式会社日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けることができない場合があります。

管理コード（安中市使用欄）	
---------------	--